

令和4年度

おいらせ町農業委員会

第2回 総会議事録

期日 令和 4年 4月12日

場所 おいらせ町役場分庁舎

第2回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎

2. 開会期日 令和 4年 4月12日 (火) 午後 1時30分

3. 閉会日時 令和 4年 4月12日 (火) 午後 2時01分

4. 出席委員

1番 日ヶ久保 浩幸 君	2番 馬場 武雄 君	3番 日ヶ久保 亨 君
4番 玉川 勉 君	5番 沼舘 廣志 君	6番 久慈 弘子 君
7番 吉田 良紀 君	8番 佐々木 四樓 君	9番 佐々木 明博 君
10番 松本 一弥 君	11番 柏崎 幸子 君	12番 坂井田 進 君
13番 袴田 信男 君	14番 上久保 辰視 君	16番 川口 勉 君
17番 成田 健義 君	18番 名古屋 誠一 君	19番 松林 勝智 君

5. 欠席委員

15番 久保田 信一 君

6. 会議に付した事件

- (1) 報告第1号 農業委員会事務局職員の人事異動に関する承認報告について
- (2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (3) 報告第3号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (4) 報告第4号 贈与税の納税猶予に係る引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書発行について
- (5) 議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (6) 議案第3号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (7) 議案第4号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (8) 議案第5号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
- (9) 議案第6号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

7. 会議録署名委員

17番 成田 健義 君、18番 名古屋 誠一 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 西舘 道幸 次長 川口 嘉大 主任主査 尾駮 淳

9. 書 記 主任主査 尾駮 淳

開会 午後1時30分

議 長	<p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和4年度第2回総会を開催いたします。</p> <p>ただ今の出席（委員）数は、19名中18名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、15番の久保田 信一 委員については、欠席のむね連絡がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>では、これより報告事項に入ります。報告第1号…</p> <p>(進行に対する訂正あり)</p>
議 長	<p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、18番 名古屋 誠一 委員、17番 成田 健義 委員をお願いいたします。</p>

	<p>なお、本日の会議書記には事務局職員の尾駮主任主査をご指名いたします。</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農業委員会事務局職員の人事異動に関する承認報告について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事務局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第1号について説明します。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>令和4年4月1日付けで人事異動があり、事務局長が三村に代わって西館、事務局次長が橋本に代わって川口が配属されておりますのでご報告いたします。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの報告第1号について、皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議長	<p>特にないようですので、報告第1号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>

<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。 それでは、報告第2号について説明します。 議案書の2-1から、2-2ページをご覧ください。 本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。 以上で議案の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。 ただいまの報告第2号について、皆さんからの質疑を受けます。 (質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>特にないようですので、報告第2号は報告済みとさせていただきます。 次に、報告第3号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。 それでは、報告第3号について説明します。 議案書の3ページと、添付資料1、2をご覧ください。 照会は2件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。 以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま す。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>特にないようですので、報告第3号は報告済みとさせていただきます。次に、報告第4号「贈与税の納税猶予に係る引き続き特定貸 付を行っている旨の証明書発行について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第4号について説明します。</p> <p>議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>贈与税の納税猶予の適用を受けている者は税務署に対して、3年 ごとに継続届を提出することとなっており、添付書類として、農業 委員会から発行する各種証明が必要となります。</p> <p>贈与税の納税猶予制度は、農地等の受贈者が農業経営を継続する ことを前提として設けられている制度ですが、農地中間管理事業等 に基づく貸し付けについては、特定貸付けとして納税猶予は打ち切 りになりません。</p> <p>今回、議案書に記載の者は、利用集積計画書及び台帳により農地 中間事業での貸し付けが確認できましたので、事務局長専決により 本証明書の発行を行っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま す。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>特に無いようなので、報告第4号は報告済みとさせていただきます す。</p> <p>次に議案事項に入ります。</p> <p>議案第2号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許 可について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第2号について説明します。</p> <p>議案書の5-1、5-2ページをご覧ください。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は、1議案4件であり、権利の内容 は贈与が4件です。</p> <p>資料3をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 深沢平725番、地目は 田、面積は 555平方 メートルとなっております。</p> <p>同じく資料3をご覧ください。</p>

	<p>譲渡人は [REDACTED] 、譲受人は [REDACTED] 。</p> <p>土地の所在は 深沢平 7 2 4 番 、地目は 田、面積は 4 9 6 平方メートルとなっております。</p> <p>資料 4 をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED] 、譲受人は [REDACTED] 。</p> <p>土地の所在は 西下谷地 4 1 8 番 1 、地目は 田、面積は 3, 4 5 8 平方メートルとなっております。</p> <p>資料 5 をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED] 、譲受人は [REDACTED] 。</p> <p>土地の所在は 浜道 1 1 2 1 番 、地目は 田、面積は 5, 4 1 4 平方メートルとなっております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、5 番 沼館です。</p> <p>この議案第 2 号のですね、番号 1、2。番号 1 の耕作状況というのがあるんですけども、8 7, 4 6 6 m²。で、下の 2 番の方が 8 7,</p>
--	--

	<p>407㎡。これ、何で違うんですか。</p> <p>(事務局 確認中)</p>
事務局 (尾駮主任主査)	<p>はい、議長。沼館委員の質問に対して回答いたします。</p> <p>この申請を受け取ったときの面積が、引き算してもらえばわかるんですけども、87,466から555を引くと86,911。申請の時点で86,911持っていたということになりまして。それにそれぞれ555と496を足していただくと、多分同じ数字になると思うのです。…ですね。</p>
5 番 (沼館委員)	<p>普通だったら、両方同じになるんじゃないですか。</p>
事務局 (尾駮主任主査)	<p>その申請を受けたときの面積にプラスして、その今回の申請する面積を足しているのです、ちょっとその差があるんですね。555と496の分の差が、60くらいあるんですか、59ある。ということで、こういうふうにずれております。</p>
議長	<p>大丈夫でしょうか。</p>
5 番 (沼館委員)	<p>んじゃ、贈与を受ける前は86,911㎡。で、555㎡を贈与されたから、87,466になったということですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>

(尾歌主任主査)	
5 番 (沼館委員)	2番の方は、それを今度87,466に496㎡を足したということですか。
事務局 (尾歌主任主査)	86,911に496を足すと、87,407になります。基準が86,911になります。
2 番 (馬場委員)	一緒に申し込んだんだ。
事務局 (尾歌主任主査)	一緒に申し込まれました。申し込んだ時点では基準が86,911です。
2 番 (馬場委員)	だから一緒に申し込んだ時点では、どちらも同じということでしょう。プラスプラスでなくて。
事務局 (尾歌主任主査)	確か前回の総会でも同じような案件があって、こういう書き方で統一しようねということでやりました。
2 番 (馬場委員)	1番も2番も、当初のやつは同じでしょ。それにただ足しただけでしょ。
事務局 (尾歌主任主査)	そうですね、はい。その分、今回申請の分を足した数値。

2 番 (馬場委員)	1 番足して、2 番足すんじゃないくて。
事務局 (尾取主任主査)	はい、そうですね。
2 番 (馬場委員)	わかりました。
議長	その他、次いきます。 (質疑・意見なし)
議長	質疑なしと認め、議案第 2 号を原案どおり決定することにご異議 ございませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、議案第 2 号を原案どおり決定いたします。 次に、議案第 3 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用 許可に係る意見について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事務局	はい、議長。

<p>(西館事務局長)</p>	<p>それでは、議案第3号について説明します。</p> <p>議案書の6ページと資料6、7をご覧ください。</p> <p>番号1の申請人は []。</p> <p>土地の所在は、上久保41番1、地目は畑、面積は1,176平方メートルとなっております。</p> <p>用途は宅地、転用の事由は農家住宅の建築のためとなっております。</p> <p>なお、申請地は令和3年度第3回総会で一度許可を受けたものの、事業計画変更により、取消した土地となっております。</p> <p>議案書の6ページと資料8、9をご覧ください。</p> <p>番号2の申請人は []。</p> <p>土地の所在は、川端38番2、地目は畑、面積は918平方メートルとなっております。</p> <p>用途は事務所、資材置場、転用の事由は事務所を建築するほかに、資材置場を設けるとなっております。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの事務局の説明に関連して、4月5日に現地調査を行っておりますので、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。</p>
<p>1番 (日ヶ久保委員)</p>	<p>それでは、調査の結果について説明します。</p> <p>4月5日に 松林会長、馬場 武雄 委員、私、西館事務局長、川口事務局次長、尾駮主任主査の6人で調査を行いました。</p>

	<p>番号2の農地区分は、役場分庁舎から300m以内の農地であることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、電気設備事業を営む個人事業主であり、事業拡大のため、申請者が保有する本農地の申請に至りました。第3種農地は、原則転用許可となります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p> <p>質疑なしと認め、議案第3号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議案第3号を原案どおり決定いたします。</p> <p>つづいて、議案第4号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。</p> <p>それでは議案第4号について説明します。</p> <p>議案書の7ページと資料10、11をご覧ください。</p>

	<p>番号1番の譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED] [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、上明堂33番、地目は畑、面積は478平方メートルです。用途は建売販売、転用の事由は住宅を2棟新築し、分譲するとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
1 番 (日ヶ久保委員)	<p>それでは、調査の結果について説明します。</p> <p>番号1の申請地は、建売販売の事業を行います。污水排水は下水道で処理し、雨水は敷地内に自然浸透させ宅内で処理します。西側農地との境界にはL型擁壁を設置するため、周辺農地への影響はないと考えます。申請者立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。</p>
議 長	<p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>番号1の農地区分は、役場分庁舎から300m以内の農地であることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>申請事業者は、住宅地として最適な当該申請地周辺にエリアを定</p>

	<p>め検討したところ、小学校や役場分庁舎が近くにあり、買い物も便利で交通アクセスも良い当該農地の申請に至ったものであります。</p> <p>第3種農地は、原則転用許可となります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ありませんか。</p>
4 番 (玉川委員)	<p>はい、4番。</p> <p>これ、田んぼですよ。これ、1番、田んぼですよ。橋本 浩幸さんの…。</p>
事 務 局 (尾駁主任主査)	<p>すみません、それ次の議案になりますね。今、7ページの議案。</p>
4 番 (玉川委員)	<p>7ページの。</p>
議 長	<p>はい、じゃあ、次な。</p> <p>その他ありますか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第4号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>

議 長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議案第4号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>本議案の中には、私が当事者となっている事案がございます。議案第5号 番号2、7、8、9は、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、退出します。不在の間、名古屋 会長職務代理者に議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>(松林 勝智 会長 退席)</p>
議 長 (名古屋職務代理)	<p>それでは、まず、松林 勝智 委員が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第5号 番号2、7、8、9について説明します。議案書の8-1から、8-4ページをご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和4年4月6日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内容は、使用貸借権が1件、賃借権が3件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は6筆で、合計面積は11,175平方メートルとなります。</p>

	<p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 (名古屋職務代理)	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議長 (名古屋職務代理)	<p>質疑なしと認め本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議長 (名古屋職務代理)	<p>ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。松林勝智委員の入室を認めます。</p> <p>(松林 勝智 委員 入室)</p>
議長 (名古屋職務代理)	<p>松林 勝智 委員にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。ここで、議事進行を松林 勝智 会長に引き継ぎます。</p>
議長	<p>すみません、不慣れなもので。段々、良くなります。</p> <p>それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。</p>

<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第5号 残りの事案について説明します。議案書の8-1から、8-4ページをご覧ください。</p> <p>内容は、使用貸借権が3件、賃借権が4件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は9筆で、合計面積は21,778平方メートルとなります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を議題とします。</p> <p>本議案の中には、川口 勉 委員が当事者となっている事案がご</p>

	<p>ございます。議案第6号 番号14は、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、川口 勉 委員は退出をお願いいたします。</p> <p>(川口 勉 委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、まず、川口 勉 委員が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>議案書の9-6 番号14をご覧ください。内容は賃借権の設定となっております。これにより集積される農地は1筆で、面積は1,996平方メートル、設定期間は5年間となります。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。川口</p>

議 長	<p>勉 委員の入室を認めます。</p> <p>(川口 勉 委員 入室)</p> <p>川口 勉 委員にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。</p> <p>それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>それでは、議案第6号 残りの事案について説明します。議案書の9-1から、9-6ページをご覧ください。</p> <p>内容は、使用貸借権の設定が12件、賃借権が4件となっております。これにより集積される農地は58筆で、合計面積は80,949平方メートル、設定期間は5年から10年間となります。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、本事案を原案どおり決定いたします。 以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。 これで、第2回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。</p>
------------	---